

広 報

2021年3月号

編集委員 江村公良 南出美佐 前原直之 伊原孝子 佐藤栄輔

※4月のレセプト提出日は 4月8日（木）です

返戻を含む紙レセプト、猶予期間のフロッピーの提出はこの日をお願いいたします。
オンライン請求の場合でも、処方箋受付枚数・広域医療機関受付枚数の報告は継続してお願いしております。FAXでもよいのでよろしくお願いいたします。

※別添の「豊島区薬業協同組合」の広報もご覧ください

事業者用ごみ処理券の販売の案内もぜひご覧ください。

都薬関連およびその他の重要な連絡事項など

1) 「薬局における患者の薬物療法の把握及び

検査値を用いた薬剤師業務に関する研究」へのご協力のお願い

日本薬剤師会薬事関連情報評価・調査企画委員会では、薬剤師業務について正しい評価を受けるために、業務を可視化する活動をしております。

この度、当委員会は「薬局における患者の薬物療法の把握及び検査値を用いた薬剤師業務に関する研究」を2021年3月に実施することといたしました。患者の薬物療法に関する情報を薬局が一元的に管理している状況を調査し、あわせて検査値に着目した患者情報の状況の調査を行うことにより、薬局における患者情報収集の意義の理解が高まり、薬物療法の質的向上につながると考えております。

本研究は次の期間で実施する予定です。

つきましては、各薬局のご協力をいただきますようお願いいたします。

研究の名称：薬局における患者の薬物療法の把握及び検査値を用いた薬剤師業務に関する研究
研究の手順：

- (1) 対象患者：2021年3月16日に処方箋を受付けた全患者
- (2) 報告期間：2021年3月17日～4月15日
- (3) 報告の方法

日本薬剤師会ホームページから、「日本薬剤師会の活動」＞「調査研究・報告書等」にアクセスして報告 (<https://www.nichiyaku.or.jp/survey2021/>)

(4) 報告の内容

- ①薬局施設情報(別紙1)
- ②調査票1 薬局に関する情報(別紙2)
- ③調査票2 対象患者情報(別紙3)

2) 新型コロナウイルス感染症の研究用抗原検査キットに係る留意事項

並びに同キットに係る監視指導について

今般、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、新型コロナウイルス抗原の有無を測定する検査キットのうち、診断を目的とせず研究用と称する製品(以下「研究用抗原検査キット」という。)が、ドラッグストア、インターネット等を通じ、広告・販売されている事例が見受けられます。

このような研究用抗原検査キットは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく承認を受けたものではなく性能等が確認されたものではないこと、また、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を調べるために必要な検査の種類や検査結果の取扱いとは各検査の特性・性能等に基づき医学的に判断する必要があることから、薬局においても取り扱いおよび販売すべきでなく、監視指導の対象となっておりますので、ご留意いただくようお願いいたします。

3) 「薬物専門講師証明書交付申請書」の提出について

東京都福祉保健局から、本年も薬物専門講師証明書交付申請の受付を開始する旨の連絡がありました。

つきましては、薬物乱用防止に関する専門的知識を有し学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている会員の方で、「証明の要件※」を満たして薬物専門講師証明書の交付を希望される方は、添付の「薬物専門講師証明書交付申請書」に必要事項をご記入の上、5月21日(金)までに東京都薬剤師会事務局 職能対策課へご提出をお願いいたします。

なお、今年度の薬物専門講師研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面での開催となり、研修会申込者全員に、研修会資料一式と研修受講カードが3月中旬に送付されております。本研修受講カードも有効なものとして取り扱われます。

また、薬物専門講師証明制度において、2021年9月30日に有効期限を迎える薬物専門講師の先生方へは東京都薬剤師会から直接ご案内される予定です。

※「証明の要件」につきましては、別添の「薬物専門講師証明制度に関する要綱」をご参照ください。

【お問合せ/提出先】

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-21
東京都薬剤師会職能対策課 安西
Tel : 03-3294-0096 FAX : 03-3295-2333
E-mail : syokunou@toyaku.or.jp

豊島区薬剤師会からの連絡事項

1) 臨時総会報告

3/26(金)に臨時総会が開催され、第1号議案 令和3年度事業計画案、第2号議案 令和3年度収支予算案、第3号議案 令和3年度会費賦課額決定の件、第4号議案 定款の改定、役員の報酬規程の改定、役員退職慰労金規定案が承認されたことをご報告いたします。

2) 令和2年度災害時用防災井戸水質検査の件

今年度も豊島区防災危機管理課の依頼により災害時用防災井戸水質検査が3/9~12に実施されました。本年度は、区より指定された50件のうち、採水可能な40件につきまして、近隣の会員薬局のご協力により無事終了いたしました。来年度も引き続き、皆様のご協力をお願いいたします。

3) 高齢者の服薬情報提供事業へご協力のお願い

当会と豊島区との共同事業「高齢者の服薬情報提供事業」へのご協力をいただき誠にありがとうございます。

残薬バッグの追加をご希望の場合は、池袋あうる薬局または事務局までご連絡ください。

なお、患者さんが来局され対応された先生は、引き続き翌月10日までに事務局まで所定の用紙にて報告をいただけますようお願いいたします。

4) 【再掲】豊島区薬剤師会ホームページをぜひご覧ください

ホームページの内容が充実してきました。今後もより良いページを作りたいと思います。

(FAXや配布物などはいままで通りです。)

ホームページアドレス <http://www.toyoyaku.jp/>

会員専用ページに入るには、パスワード「 t o s h i m a 」を使ってください。

会員入会

天田 栄一 (A) 東池薬局 東池袋 1-7-10 鳥駒第1ビル1F

会員退会

てんすず薬局 阿部 奈穂 (A)

会員変更

生田 聡子 (A)	→	遠藤 陽子 (A)	田辺薬局豊島長崎店
佐々木 雄一 (A)	→	二茅 真衣 (A)	はづき薬局
天田 栄一 (A)	→	細谷 夕貴 (A)	うずらやま薬局

会員数報告

A会員	112名
B会員	14名
賛助会員	2名
合計	128名

保険部より

1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の 一部を改正する法律の一部の施行について

このたび、薬局の法令遵守体制確保に関する措置等を含む、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令が令和3年1月29日に公布され、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長より通知がありました。

改正省令の主な内容としては、薬局や医薬品等製造販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者など許可業者に対する法令遵守体制の整備の義務付けのほか、添付文書の電子化、課徴金制度等が含まれております。また今般の改正により、許可業者における「業務を行う役員」が廃止さ

れ、「薬事に関する業務に責任を有する役員」を置くこととなりますが、その考え方についても併せて示されております。薬局における法令遵守体制については、管理者が行う業務や遵守すべき事項の明確化がなされたほか、薬局開設者に対して、①管理薬剤師の権限の明確化（薬局に勤務する薬剤師や従業者に対する業務の指示及び監督や薬局の管理に関する権限）、②法令遵守のための体制整備（法令遵守のための規程の作成や教育訓練、記録の作成や保存等）、③その他必要な措置（指針の作成、責任役員の権限や分掌業務の明確化等）などが求められます。管理薬剤師は、改正法第7条において、上記①の業務等を遵守するために必要な能力及び経験を有するものでなければならないとされ、薬局開設者における管理薬剤師の選任責任が明確にされました。また、薬局の運営、管理において薬機法においてその責務を規定されている薬局開設者及び管理薬剤師以外の立場にある者（例：エリアマネージャー等、以下同）に関しては、「薬局開設者を補佐する者」として、その業務を明確化することが求められております。このことは、権限の分掌とは明確な区別がなされたもので、エリアマネージャー等の業務についての薬局開設者責任が明確に規定されたものと言えます。特にこれまで薬局等の法令遵守に係る問題として指摘されてきた、開設法人の代表者や役員が法令に反する事項を薬剤師に指示するケースや、開設法人の代表者や役員が、自身が関与・認知していないと言い逃れを行うなど責任を取らないケース、エリアマネージャー等が管理薬剤師等に法令に反する事項を指示するケースなどについて、開設者の法令違反が問われることが明確にされましたので、その点、特にご了解いただきますようよろしくお願いいたします。改正法令は本年8月1日に施行されます。省令公布と併せて「製造販売業者及び製造業者の法令遵守に関するガイドライン」が示されておりますが、薬局等についても、追って示される予定です。

詳細は以下URLよりご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179749_00001.html

2) 医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

今般、当該効能効果等の適応外使用の事例について、社会保険診療報酬支払基金が設置している「審査情報提供検討委員会」において検討が行われ、検討結果が取りまとめられました。厚生労働省としては、別添の検討結果は妥当適切なものと考えられています。

① 成分名：ミドドリン塩酸塩【内服薬】

主な製品名：メトリジン錠2mg、メトリジンD錠2mg

承認されている効能・効果：本態性低血圧、起立性低血圧

使用例：原則として、「ミドドリン塩酸塩【内服薬】」を「起立性調節障害」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

② 成分名：アザチオプリン【内服薬】

主な製品名：イムラン錠50mg、アザニン錠50mg

承認されている効能・効果

- (1) 臓器移植における拒絶反応の抑制（腎移植、肝移植、心移植、肺移植）
- (2) ステロイド依存性のクローン病の寛解導入及び寛解維持並びにステロイド依存性の潰瘍性大腸炎の寛解維持
- (3) 治療抵抗性のリウマチ性疾患：全身性血管炎（顕微鏡的多発血管炎、多発血管炎性肉芽腫症、結節性多発動脈炎、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症、高安動脈炎等）、全身性エリテマトーデス(SLE)、多発性筋炎、皮膚筋炎、強皮症、混合性結合組織病、及び難治性リウマチ性疾患
- (4) 自己免疫性肝炎

使用例：原則として、「アザチオプリン【内服薬】」を「視神経脊髄炎」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。

留意事項

- (1) 当該使用例の用法・用量 通常、成人及び小児には、1日量としてアザチオプリン1～2mg/kg 相当量（通常、成人には50～100mg）を経口投与する。
- (2) Nudixhydrolase15 (NUDT15) Arg139Cys遺伝子多型を有する患者では、本剤投与後に白血球減少等の発現の可能性があるとの報告があるので、他の薬剤の使用を考慮する等、投与には十分に注意する。

3) 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令の施行について

保険医又は保険薬剤師は、その従事する保険医療機関又は保険薬局の所在地又は住所地が他の都道府県に変更となった場合、その都度、その旨を届け出ることとされていたが、同一地方厚生（支）局内における都府県間の所在地等の変更については、当該届出を不要とする。（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）第16条関係）

なお、登録省令第8条第1項第1号に基づき保険医療機関又は保険薬局の開設者が管轄地方厚生（支）局長に届け出ることとされている管理者、管理薬剤師、保険医又は保険薬剤師の異動に関する届出については従来どおり必要です。

【例】

東京→埼玉（関東信越厚生局内）⇒届出不要

東京→大阪（関東信越厚生局→近畿厚生局）⇒要届出

4) 【再掲】 保険に関する情報は「豊島区薬剤師会保険部グループページ」をご覧ください

豊島区薬剤師会では保険関係の情報を細かく伝達するために、専用のページを設けております。URLより通知等の原文のPDFが閲覧可能です。

<https://drive.google.com/drive/u/1/folders/1Izvjl6An3GWZy3JDSlgLS0TVIawLkDRX>

学術部より

1) 豊島区薬剤師会学術勉強会のお知らせ

4月の勉強会は次の通り実施いたします。

日時：令和3年4月15日（木）19：45～21：30

場所：IKE・Bizとしま産業振興プラザ 6F 多目的ホール

内容：「基剤・剤型から考える外用剤の選び方～保湿剤を中心とした～」

講師：佐々木研究所 大谷 道輝 先生

☆今回の勉強会は日本薬剤師研修センターの認定単位となります。

☆FAXのみの受付となりますので、参加希望の会員は当会事務局まで参加申込書をFAXで送信してください。

☆参加受付開始日時： 4月1日（木）午前9時～ これ以前にFAXされても対応できません。

☆認定シールをご希望の方で薬剤師免許証コピー未提出の方は薬剤師免許証のコピーのFAXをお願いいたします。（過去に提出されていれば結構です。）

薬学生実務実習関係

1)【再掲】東京都薬剤師会「学生向け」「とやく携帯メルマガ」配信のお知らせ

東京都薬剤師会では、薬学生が、卒業後「東京都薬剤師会に入会しよう」という動機づけとなることを期待して、携帯電話によるメールマガジンの配信を開始します。実務実習受入薬局には案内ポスターを配布いたしますので、薬学生への案内をお願いいたします。なお、学生対象ですが、会員への配信も可能です。

池袋あうる薬局輪番

4月の輪番は以下の通りです。出勤よろしく願いいたします。

お願い ～輪番に入る7日前までに、出勤する方の氏名をあうる薬局まで連絡してください。

4月	日 勤 9:00 ~ 16:30		準 夜 16:00 ~ 22:00	
				受付事務入力兼任
3日(土)			ダリア大塚台薬局	あうる薬局
4日(日)	マロン薬局大塚店	あうる薬局(T)	ポラム薬局	駒込中央薬局
10日(土)			平和通り保健薬局	ことり薬局
11日(日)	こまごめ薬局	あうる薬局(T)	薬局マツモトキヨシ 東長崎駅北口店	駒込中央薬局
17日(土)			池袋萬盛堂薬局	あうる薬局
18日(日)	サンロード薬局	ヒバリ薬局	氣生薬局	めぐみ薬局
24日(土)			かもめ薬局	北池薬局
25日(日)	よつば薬局池袋西口店	上池袋薬局	あかまつ薬局	めぐみ薬局
29日(木)	いちょう薬局	さの薬局	チチブ薬局	ことり薬局

長崎休日診療所派遣

4月の輪番派遣は以下の通りです。出勤よろしく願いいたします。

4月	
4日(日)	椎名町薬局
11日(日)	長崎調剤薬局
18日(土)	エンゼル薬局
25日(日)	長崎調剤薬局
29日(木)	よつば薬局西口店

医薬品・情報管理センター報告

○管理センター売上及び仕入

2021年2月売上金額 ¥3,033,240－

2021年2月仕入金額 ¥2,100,411－

○相談件数

2月	件数
薬局からの在庫確認	148
薬局からの処方箋応需	1
患者からの処方箋応需	2
医療用医薬品についての相談	2
医療機関の紹介	0
一般用医薬品についての相談	1
その他	7
合計	161

○池袋あうる薬局処方せん受付状況

2月 休日夜間 44枚

 その他 258枚

○情報発信

他薬局の設備を利用した無菌製剤処理について

最近、池袋あうる薬局にあるクリーンベンチの利用依頼が会員薬局より複数寄せられていますので、今回テーマとして取り上げました。

●無菌製剤処理加算算定に関して

- ① 無菌製剤処理を行うにあたり十分な施設又は設備を有しない薬局の薬剤師が、他局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を行う→薬事法（現薬機法）施行規則第15条の9第1項のただし書に該当するケースであり、届出を行った上で算定可能です。
- ② 無菌製剤処理を行うにあたり十分な施設又は設備を有しない薬局の薬剤師が、他局のクリーンベンチを利用して無菌製剤処理を行う→設備（クリーンベンチ、安全キャビネット）の共同利用については、薬事法（現薬機法）において認められていません。クリーンベンチ、安全キャビネットが「無菌調剤室」に設置されていることが必須となります。

疑義解釈資料の送付について（その1）2014年（平成26年）3月31日 厚生労働省保険局医療課 より

●無菌製剤処理加算未算定の場合の利用に関して

薬剤師法第22条 「薬剤師は、医療を受ける者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）において医師又は歯科医師が交付した処方箋により、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。」

上記は「調剤の場所」について述べられたもので、他薬局での調剤は認められていません。
そのため、算定の有無にかかわらず、利用は不可となります。

また、本年 8 月より認定制度が開始される地域連携薬局の施設基準における無菌製剤処理
のための共同利用に関しましても上述と同じ解釈がなされています。

広域病院処方せん受付状況報告

	都立大塚		豊島病院		長寿医療センター	
	件数	枚数	件数	枚数	件数	枚数
2月	993	1,083	49	57	69	87

理事会報告

2021 年 3 月 10 日（水）午後 8 時 30 分より豊島区薬業会館 1 階を基地局として遠隔会議システム
による理事会が開催されました。

出席者：佐野会長 伊原副会長 佐藤副会長 江村副会長 田崎常務理事 元谷常務理事
前原常務理事 南出常務理事 黒須理事 林理事 内山理事 原嶋理事 小林理事
大澤監事 廣田監事

○前月分理事会議事録承認

○報告事項

1. 学術・DI 担当報告
2. 防災公衆衛生担当報告
3. 総務・会計担当報告
4. 保険担当報告
5. 地域医療担当報告
6. 池袋あうる薬局担当報告
7. 水道法に基づく検査に関する事業報告
8. 高齢者服薬情報提供事業報告

○協議事項

1. 令和 3 年度事業計画案・収支予算書案等承認の件
令和 3 年度事業計画案・収支予算書案等承認が承認された。
2. 令和 3 年度の資金調達及び設備投資の見込みの件
令和 3 年度は資金調達及び設備投資を行う予定がないことが承認された。
3. 令和 3 年度の理事会開催曜日について
アンケートを行った結果等を検討して、今後協議していくこととなった。

○審議事項

1. 定款及び役員報酬規程の改定の件
定款第 27 条第 1 項及び役員報酬規程第 2 条の改定について臨時総会の議案とすることが承認された。

2. 役員退職慰労金制定の件
役員退職慰労金制定について臨時総会の議案とすることが承認された。
3. 池袋あうる薬局 令和3年2月23日（祝）準夜出勤者への出勤費増額の件
令和3年2月23日（祝）準夜出勤者について2名体制のところを1名で対応した出勤者への出勤費増額が承認された。
4. 新会員入会承認の件
東池薬局の天田栄一先生の新会員入会が承認された。

豊島区薬剤師会の活動（2月）

- 2／ 1 豊島区 糖尿病医療連携ネットワーク講習会
- 2 豊島区 がん対策推進会議
- 4 池袋あうる薬局運営委員会
ふくろうの杜多職種連携の会コア会議
- 5 アトリエ村地区多職種連携の会
豊島区 新型コロナウイルスワクチン接種に関する打合せ
- 8 レセプト受付
- 13 東京都薬剤師会 地区及び職域薬剤師会会長会
- 14 東京都薬剤師会 実務実習受入薬局伝達講習会
- 16 豊島区 国民健康保険運営協議会
ととか勉強会
- 17 豊島区薬剤師会 理事会
- 18 豊島区 新型コロナウイルスワクチン接種に関する打合せ
- 20 東京都薬剤師会 高度管理医療機器等の営業所管理者等に係る継続研修会
- 25 東京都薬剤師会 薬局実務実習受入のためのエリア担当者会議

医薬品分割販売利用案内

令和元年10月

公益社団法人豊島区薬剤師会 会長
豊島区医薬品・情報管理センター センター長

※要遮光の医薬品（散剤、顆粒、ドライシロップ、水剤）について、仕切り書と薬ラベルに「遮光」と記載することになりました。保存に関しては各薬局にて管理をお願いいたします。

1. 分割販売品目

医薬品約1800品目、投薬ビン・軟膏壺などの医療材料

豊島区薬剤師会ホームページに販売品目リストを掲載しております。

2. 販売単位

錠剤・カプセル	1錠・1カプセル単位
散剤・顆粒・ドライシロップ	1g単位（バラ）、1包単位（分包品）
水剤	1ml単位（バラ）、1包単位（分包品）
軟膏・クリーム	1g単位（バラ）、1本単位（チューブ）
点眼・点耳・吸入	1本単位
ハップ剤	1袋単位
坐剤	1個単位
医療材料等	1個単位

容器が必要な場合は、所定の容器（有料）を使用いたします。

3. 販売価格

医薬品	薬価（消費税込）
その他（医療材料等）	取扱品目リストに掲載

4. 手数料

豊島区薬剤師会 会員	無 料
区外 東京都薬剤師会 会員	1回 110円（消費税込）
その他医療機関	1回 2200円（消費税込）

5. 検収・返品

医薬品受領時に必ずご確認いただき受領印もしくは自署をお願いいたします。
品質管理上、返品はできません。
ただし、メーカー回収の場合は、この限りではありません。

※使用期限が2ヵ月未満の場合は事前に確認の連絡をさせていただきます。
2ヵ月以上でも期限の確認が必要な方は発注書の備考欄にその旨をご記入ください。

6. 発注方法

注文方法 : 専用の発注書に必要事項を記入のうえ、FAXにてご注文ください。
(電話での注文はお受けしておりません。)

受付時間 : 9時 から 16時30分 月曜日～土曜日

受取時間 : 9時 から 17時 月曜日～金曜日
9時 から 21時30分 土曜日・日曜日・祝日

※年末年始、棚卸等により臨時休業する場合があります。(ホームページでご確認ください)
※指定の発注書は、ホームページよりダウンロードできます。

7. 利用者の確認事項

初回利用時には、開設許可証の写しをご提出いただきます。
また、都薬の会員証をお持ちの方は会員証の写しもご提出ください。
なお、豊島区薬剤師会会員の方は提出不要です。

その他開設許可更新等、管理センターが開設許可証の確認が必要と判断した場合には、再度ご提出いただくことがあります。

8. 支払い方法

豊島区薬剤師会会員は、原則として月末日締め「翌月口座引落」となります。
その他の方は、「薬品受け取り時に現金支払い」となります。

- * 管理センターでは、会員様の要望のあるものにつきまして、取り扱いを検討し、採用するか否かを決定する資料として使用します。つきましては下の要望書に記入し、あうる薬局に提出してください。FAXでかまいません。
- * 集計管理上、1枚1品目とし、複数の場合はコピーしてお使いください。

.....(きりとり).....

医薬品管理センター取り扱い要望書

令和 年 月 日

薬局名 _____ 印 _____

以下の製品の取り扱いを要望します

製品名 _____ 規格 _____

管理センター取り扱いリスト追補

* 新規取り扱い（過去に中止または停止したものの再開、リスト作成時に漏れたものも含む）

	製品名	小分単位	備考
内	アデホスコーワ腸溶錠20	錠	
内	アマンタジン塩酸塩錠50mg「サワイ」	錠	
内	アレビアチン錠100mg	錠	
内	エックスフォージ配合OD錠	錠	
内	ターブロック錠4mg	錠	
内	パキシル錠20mg	錠	
内	モビコール配合内用剤LD6.9g	包	
外	オルガドロン点眼・点耳・点鼻液0.1%5ml	本	
外	ナジフロクリーム1%10g	本	
外	ヘパリン類似物質クリーム0.3%「日医工」25g	本	

* 取り扱い中止

	製品名	備考
内	エチゾラム錠0.25mg「SW」	
内	エピナスチン塩酸塩錠10mg「サワイ」	
内	クエチアピン錠200mg「ファイザー」	
内	デカドロン錠0.5mg	
内	トラディアンズ配合錠BP	
内	ネキシウム懸濁用顆粒分包20mg	
内	モービック錠5mg	
内	モビコール配合内用剤	
外	インタール点眼液2%	
外	エリックス点眼液0.25%	
外	パンドルクリーム0.1%	
外	ビーソフテンクリーム0.3%	

薬物専門講師証明制度に関する要綱

平成23年3月10日
22福保健薬第2064号

1. 目的

薬物乱用防止に関する専門的知識を有し、学校や地域等で開催される薬物乱用防止講習会の講師を務めている者（以下、「薬物専門講師」という。）からの申請に基づき、薬物専門講師であることを証明する証明書を交付し、その活動を支援する。

これにより、学校等における薬物乱用防止教育の充実と地域の活動団体と連携した啓発活動の強化を図り、もって東京都の薬物乱用防止対策を推進することを目的とする。

2. 薬物専門講師の役割及び責務

薬物専門講師の役割及び責務は、次のとおりとする。

- (1) 学校、地域の活動団体等からの依頼に基づき、薬物乱用防止講習会において講師を務める。
- (2) 積極的に研修を受講するなど、薬物乱用防止に関する専門知識の維持、向上に努める。

3. 証明の対象者

原則として、東京都福祉保健局健康安全部長（以下、「健康安全部長」という。）が適当と認める団体（以下、「団体」という。）に所属する者とする。

4. 証明の要件

証明書の交付を申請する日の属する年の3月31日を起算日として3年前までの期間において、次の要件をいずれも満たしていること。

- (1) 薬物乱用防止講習会の講師を3回以上務めていること。
- (2) 8に定める薬物専門講師研修を1回以上受講していること。

5. 証明書の交付申請

4に掲げる要件を全て満たし、証明書の交付を受けようとする者は、薬物専門講師証明書交付申請書（第1号様式）により、交付申請を行うこととする。申請は、原則として団体を経由して行うこととし、団体は、申請書を取りまとめ、健康安全部長宛提出する。

申請の期間は、毎年4月1日から同年5月末日までとする。

6. 証明書の交付

健康安全部長は、5に定める証明書の交付申請に基づき、薬物専門講師証明書（第2号様式）を交付する。証明書の有効期限は、交付の日から3年を経過した日の属する年の9月末日までとする。

7. 変更の届出

証明書の交付を受けた者は、氏名又は住所に変更が生じた場合、薬物専門講師変更届書（第3号様式）により、原則として団体を経由して、健康安全部長宛届け出ることとする。

8. 薬物専門講師研修

東京都は、薬物専門講師を務めるに当たって必要な知識を付与するため、薬物専門講師研修を年1回以上開催する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 4に規定する薬物乱用防止講習会及び薬物専門講師研修については、平成22年4月1日以降に実施されたものを対象とする。

記載例（令和3年版）

※ 証明の申請は、令和3年4月1日から同年5月末日までに、所属する団体を経由して行ってください。
 ※ 証明書は3年間有効です。令和3年度に更新が必要なのは、平成33年9月が期限となっている方です。

薬物専門講師証明書交付申請書

令和3年4月30日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

〒163-8001

住 所 東京都新宿区西新宿2-8-1

ふりがな やくむ たろう
氏 名 薬務 太郎

薬務

（電話番号 03-5320-4505）

証明番号 9999

更新の場合は、現在お持ちの証明番号を御記入ください。

初めて申請する場合は、
“9999”と御記入ください。

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

1. 講師を務めた薬物乱用防止

令和3年に申請される際は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間の実績を御記入ください。

平成30年5月10日実施	都立小学校
令和元年9月17日実施	開催場所（学校名など） 薬務高等学校
令和2年1月14日実施	開催場所（学校名など） 麻薬対策区民センター

平成30年度から令和2年度までに受講したもの

2. 受講した薬物専門講師研修 令和3年2月 受講

（注意事項）

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載され
講師証明書の交付を申請する者については「新

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に記入し

「受講カード」又は「受講カードのコピー」の貼付をお願いいたします。
 （受講カードが手元にない場合貼付は不要です。）

研修受講カード

氏 名 薬務 太郎

【研修名】 令和2年度薬物専門講師研修

【受講日】 令和3年2月

福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策担当

【別紙2】

薬物専門講師証明書交付申請書

年 月 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

〒
住 所

ふりがな
氏 名

印

(電話番号

)

証明番号

下記のとおり、要件を満たしたので、薬物専門講師証明書の交付を申請します。

記

1 講師を務めた薬物乱用防止講習会

年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)
年 月 日 実施	開催場所 (学校名など)

2 受講した薬物専門講師研修

年 月 受講

(注意事項)

証明番号は、薬物専門講師証明書に記載されている番号を記載すること。

なお、初めて薬物専門講師証明書の交付を申請する者については「9999」と記載してください。

※ 薬物専門講師証明書交付申請書に御記入いただいた個人情報は、薬物専門講師証明に関する
こと以外には一切使用しません。

研修受講カード貼付位置

2 都薬会発第 540-1 号
令和 3 年 3 月 13 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「薬事衛生六法 2021」の斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)薬事日報社が発行する、「薬事衛生六法 2020」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度、内容の改訂が図られ、「薬事衛生六法 2021」が 4 月上旬に発行されます。引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- 1.名 称 : 「薬事衛生六法 2021」
- 2.発 行 : 株式会社 薬事日報社
- 3.判 型 : B5 判 約 1,800 頁
- 4.価 格 : 定 価 5,170 円(税込)
会員価格 4,700 円(税込)
- 5.送 料 : 地区薬剤師会宛 無 料
個人・薬局宛10冊未満 550円
個人・薬局宛10冊以上 無 料
- 6.申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
- 7.申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
- 8.送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>

2 都薬会発第 540-2 号
令和 3 年 3 月 13 日

地区・職域薬剤師会 会長 殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
会 長 永 田 泰 造

「現場がいきいき動き出す 必携実務ノート[2021 年度改訂版]」の
斡旋について

平素より、本会会務につきご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会は、(株)薬ゼミ情報教育センターが発行する、「2020 年度改訂版」を会員向け斡旋書籍としておりますが、この度、内容の改訂が図られ、「2021 年度改訂版」が発行されました。引き続き下記要領にて斡旋することといたしましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、貴会会員への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

- 1.名 称 : 「現場がいきいき動き出す 必携実務ノート[2021 年度改訂版]
- 2.発 行 : 株式会社 薬ゼミ情報教育センター
- 3.判 型 : B6 変型判 220 頁
- 4.価 格 : 定 価 2,530 円(税込)
会員価格 2,090 円(税込)
- 5.送 料 : 地区薬剤師会宛 無 料
個人・薬局宛10冊未満 440円
個人・薬局宛10冊以上 無 料
- 6.申 込 先 : 東京都薬剤師会 薬局業務課 書籍担当
- 7.申込方法 : FAXでお申し込み下さい。(FAX 03-3294-7359)
- 8.送金方法 : 請求書は、ご注文頂いて一週間程後に郵送いたします。
本の到着後に、請求書に同封いたします「払込票」により最寄りの郵便局にて払込送金をお願いいたします。

<担当 事務局 薬局業務課 TEL 03-3294-0271>


地 区 薬 剤 師 会
東 京 都 薬 剤 師 会 御 中
 (いずれかを○で囲って下さい)

幹旋図書 申込書

2 都薬会発第 540 号【3 年 3 月版】

★上記薬剤師会のいずれかにお申し込み下さい。(申込先によりご負担いただく送料が異なります 送料欄参照)

申込年月日		年 月 日
書籍届け先	薬 局 名 又は 地区薬剤師会名	※ 地区薬剤師会が一括申込をされる場合は地区名のみご記入ください
	住 所	〒 _____ ※地区薬剤師会事務局の場合は記入不要
請求先住所		〒 _____ ※上記と同じ場合は記入不要
T E L		()
F A X		()
御担当者氏名		

該当書籍並びに別送いたします請求書の到着まで、このお申込書は大切に保管願います。

No.	出版社名	書 籍 名	幹旋価格 (消費税込)	+ 送料(税込)	部数
1	薬事日報社	薬事衛生六法2021 【4月上旬 発行予定】(定価 5,170 円)	4,700	地区薬 薬局・個人 無 料 " 10 冊以上 550 円 無 料	
2	薬ゼミ情報 教育センター	現場がいきいき動き出す 必携実務ノート [2021 年度改訂版] (定価 2,530 円)	2,090	地区薬 薬局・個人 無 料 " 10 冊以上 440 円 無 料	
3					
4					
5					

※ 他の幹旋刊行物につきましては『日本薬剤師会雑誌』掲載の“日薬刊行物等のご案内”欄をご覧ください

★申込は、所属の地区薬剤師会事務局 もしくは下記の東京都薬剤師会事務局までお願いします。

問合先：事務局 薬局業務課・書籍担当
 公益社団法人 東 京 都 薬 剤 師 会
 TEL 03(3294)0271